

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	健康推進に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三次市は、健康推進に関する事務における個人情報の取扱いに当たり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

本事務では、特定個人情報に限らず、個人情報全般について、業務フローに基づき、リスクの分析と対策を明確にしたうえで、業務を行っている。

## 評価実施機関名

広島県三次市

## 公表日

令和5年8月21日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康推進に関する事務
②事務の概要	<p>健康増進法(平成14年法律第103号), 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号), 結核予防法(昭和26年法律第96号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に従い, 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①健診(人間ドック・総合集団健診)申込み受付・入力 ②健診申込み者台帳の作成・出力 ③健診受診決定通知書の作成・出力・通知 ④健診結果の入力(人間ドック・総合集団健診・個別健診)・台帳の作成(集団・個別) ⑤健診結果の集計・統計分析 ⑥健診結果に基づく保健指導内容の入力 ⑦保健指導対象者の抽出・集計</p> <p>■情報連携の対象となる検診(一次及び精密)の種類 ・がん検診(胃、大腸、肺、子宮、乳) ・肝炎ウイルス検診 ・骨粗鬆症検診 ・歯周疾患検診</p>
③システムの名称	健康管理システム(健康増進)
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)健康増進ファイル (2)宛名ファイル (3)宛名履歴ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第1 第76項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<<情報照会>> ・番号法第19条第8号、別表第二の102の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第50条 <<情報提供>> ・番号法第19条第8号、別表第二の102の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部 健康推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	三次市役所(広島県三次市十日市中二丁目8番1号) 総務部総務課(行政係) 電話:0824-62-6153
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	三次市役所(広島県三次市十日市中二丁目8番1号) 福祉保健部健康推進課(健康企画係) 電話:0824-62-6232

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検	[ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月28日	I-8	(広島県三次市十日市東三丁目14番25号) 福祉保健部健康推進課(健康食育推進係)	(広島県三次市十日市中二丁目8番1号) 福祉保健部健康推進課(健康企画係)	事前	
平成27年4月28日	表紙-公表日	平成27年3月25日	平成27年4月28日	事前	
平成28年5月27日	II-1	平成27年1月5日時点	平成28年5月27日時点	事後	
平成28年5月27日	II-2	平成27年1月5日時点	平成28年5月27日時点	事後	
平成28年5月31日	表紙-公表日	平成27年4月28日	平成28年5月31日	事後	
平成29年5月10日	II-1	平成28年5月27日時点	平成29年5月10日時点	事後	
平成29年5月10日	II-2	500人未満	500人以上	事後	
平成29年5月10日	II-2	平成28年5月27日時点	平成29年5月10日時点	事後	
平成29年5月10日	I-3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表第1 第76項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第1 第76項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第54条	事後	
平成29年5月31日	表紙-公表日	平成28年5月31日	平成29年6月20日	事後	
平成30年10月23日	表紙-公表日	平成29年6月20日	平成30年10月23日	事後	
平成30年10月23日	I-5-②	牧原 英敏	課長	事後	
平成30年10月23日	II-1	平成29年5月10日時点	平成30年5月10日時点	事後	
平成30年10月23日	II-2	平成29年5月10日時点	平成30年5月10日時点	事後	
平成30年11月2日	II-2	500人以上	500人未満	事後	
令和1年6月28日	表紙-公表日	平成30年10月23日	令和1年6月28日	事後	
令和1年6月28日	I-7	総務部総務課(行政係)	総務企画部総務課(行政係)	事後	
令和1年6月28日	II-1	平成30年5月10日時点	令和1年5月10日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	Ⅱ－2	平成30年5月10日時点	令和1年5月10日時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－1		基礎項目評価書	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－2		特に力を入れている	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－3		特に力を入れている	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－4		特に力を入れている	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－5		特に力を入れている	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－6		特に力を入れている	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－7		特に力を入れている	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－8		[○]自己点検 [○]内部監査	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－9		特に力を入れて行っている	事後	
令和2年7月31日	Ⅰ－7	総務企画部総務課(行政係)	総務部総務課(行政係)	事後	
令和2年7月31日	Ⅱ－1	令和1年5月10日時点	令和2年5月1日時点	事後	
令和2年7月31日	Ⅱ－2	令和1年5月10日時点	令和2年5月1日時点	事後	
令和3年7月2日	表紙－公表日	令和2年7月31日	令和3年7月2日	事後	
令和3年7月2日	Ⅱ－1	令和2年5月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和3年7月2日	Ⅱ－2	令和2年5月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和4年3月10日	表紙－公表日	令和3年7月2日	令和4年3月10日	事前	情報提供ネットワークシステムへの情報連携を実施予定のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月10日	I-1-②	<p>健康増進法(平成14年法律第103号), 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号), 結核予防法(昭和26年法律第96号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に従い, 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①健診(人間ドック・総合集団健診)申込み受付・入力  ②健診申込み者台帳の作成・出力  ③健診受診決定通知書の作成・出力・通知  ④健診結果の入力(人間ドック・総合集団健診・個別健診)・台帳の作成(集団・個別)  ⑤健診結果の集計・統計分析  ⑥健診結果に基づく保健指導内容の入力  ⑦保健指導対象者の抽出・集計</p>	<p>健康増進法(平成14年法律第103号), 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号), 結核予防法(昭和26年法律第96号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に従い, 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①健診(人間ドック・総合集団健診)申込み受付・入力  ②健診申込み者台帳の作成・出力  ③健診受診決定通知書の作成・出力・通知  ④健診結果の入力(人間ドック・総合集団健診・個別健診)・台帳の作成(集団・個別)  ⑤健診結果の集計・統計分析  ⑥健診結果に基づく保健指導内容の入力  ⑦保健指導対象者の抽出・集計</p> <p>■情報連携の対象となる検診(一次及び精密)の種類  ・がん検診(胃、大腸、肺、子宮、乳)  ・肝炎ウイルス検診  ・骨粗鬆症検診  ・歯周疾患検診</p>	事前	情報提供ネットワークシステムへの情報連携を実施予定のため
令和4年3月10日	I-4-①	実施しない	実施する	事前	情報提供ネットワークシステムへの情報連携を実施予定のため
令和4年3月10日	I-4-②	なし	<p>《情報照会》  ・番号法第19条第8号、別表第二の102の2の項  ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第50条  《情報提供》  ・番号法第19条第8号、別表第二の102の2の項  ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第50条</p>	事前	情報提供ネットワークシステムへの情報連携を実施予定のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月6日	表紙－公表日	令和4年3月10日	令和4年7月6日	事後	
令和4年7月6日	Ⅱ－1	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和4年7月6日	Ⅱ－2	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和5年8月21日	Ⅱ－1	令和4年6月1日時点	令和5年8月1日時点	事後	
令和5年8月21日	Ⅱ－2	令和4年6月1日時点	令和5年8月1日時点	事後	
令和5年8月21日	表紙－公表日	令和4年7月6日	令和5年8月21日	事後	